

第5章 適正な収集・運搬体制の整備

[決算額]

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ集積所の美化	3,738	4,608	6,849	5,067	3,825
清掃指導業務	2,360	2,266	2,287	2,112	2,021

* 令和4年度は、見込み額。

* 事業予算科目「清掃指導業務」には、浄化槽維持管理指導の予算も含まれている。

上記決算額は、清掃指導業務の決算額から浄化槽維持管理指導の決算額を差し引いた、適正な収集・運搬体制の整備に係る決算額である。

1 資源・ごみ集積所の環境改善

資源・ごみ集積所の美化や新設等に関する区民からの相談に対応し、資源・ごみ集積所の調査、カラスの被害防止のためのネット配付や容器出しの依頼、集合住宅の集積所確保の指導等を行い、資源・ごみ集積所の環境改善を図っています。

[ごみ散乱防止ネット助成枚数]

(単位：枚)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,431	2,668	2,528	1,883	1,949



ごみ散乱防止ネットを使用したごみの排出の様子

2 清掃指導業務

(1) 資源・ごみ集積所等における排出指導「ふれあい指導」

清掃事務所ではごみの適正排出を進めるために、重点地区や資源・ごみが適正に分別されていない資源・ごみ集積所の利用者、有料ごみ処理券を適正に貼付していない排出事業者、その他収集日以外に排出した者に対する指導や区民からの相談への対応等について、区民・事業者との対話を基本とした「ふれあい指導」により取り組んでいます。

[令和4年度の「ふれあい指導」の件数]

(単位：件)

資源・ごみが適正に分別されていない集積所の利用者への指導	3,452
有料ごみ処理券を適正に貼付していない排出事業者への指導	1,414
収集日以外に排出した者に対する指導	8,665
普及啓発活動等	4,008
その他（カラス被害・多量排出など）	16,786
合計	34,325



「ふれあい指導」の様子

(2) 不法投棄対策

不法投棄防止のため、看板の設置等を行い、住民への協力依頼、適正排出の徹底を図っています。

(3) 大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所等の届出・指導

一定規模以上の大規模建築物を対象に、専用の保管場所の設置や集積所の確保、届出を求めています。また、事業用大規模建築物に対しては、立入調査を計画的に実施し、ごみの減量等の指導・助言を行っています。

[延べ床面積3,000㎡以上（事業用は1,000㎡以上）の大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置届受理件数]

(単位：件)

年度 清掃 事務所	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世田谷	2	11	8	15	7
玉川	3	3	7	16	13
砧	2	6	8	11	13
合計	7	20	23	42	33

*平成30年度より、事業用大規模建築物の基準を延床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に変更

[延べ床面積3,000㎡未満の建築物の廃棄物保管場所等の計画書受理件数]

(単位：件)

年度 清掃 事務所	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世田谷	371	339	281	331	363
玉川	137	94	179	169	171
砧	136	130	89	163	212
合計	644	563	549	663	746

(4) マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度

区長が指定する処理施設（東京二十三区清掃一部事務組合が所有・管理する清掃工場等、東京都の埋立処分場）にごみを持ち込む場合、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する事業者又は事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者は、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することを義務づけています。

(5) 事業用大規模建築物への排出指導

条例上の事業者の減量義務として、事業用大規模建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の設置や廃棄量の減量のための再利用に関する計画書を毎年度提出することなどを求めています。

平成29年度以前の統計によると、人口の増加にもかかわらず家庭ごみが減少しているのに対し、事業系ごみ（持込ごみ）は増加傾向にあります。そのため、さらなる減量策として、平成30年4月より、事業用大規模建築物としての床面積の基準をこれまでの3,000㎡以上から1,000㎡以上へと引き下げました。

その結果、対象建築物の件数は約350件から約850件に増加し、指導対象範囲が拡大されることにより、廃棄量の減量へつなげていきます。

(6) 排出事業者の行動促進

今般のSDGs等の世界的規模の運動や区内事業系ごみの発生抑制、事業者同士の協力体制などの課題において、区は、事業者自らが行動するためのきっかけを作り、情報を提供する等、調整の窓口になることが重要です。

そのため、事業用大規模建築物の対象範囲の拡大とあわせて、対象事業者を中心に排出事業者向けのセミナーを開催しました。

スタートとなった平成30年度（2018年度）には「エコな企業へ」実践を目指す3daysセミナーと題し、廃棄物に関する基礎知識や世界的な環境問題、さらに持続可能な社会に向けての活動を実践している企業からの報告などをテーマに3日間の連続講座を実施しました。

令和元年度（2019年度）には、このセミナーのPart 2として位置付け、同じく3日間の連続講座を開催し、参加事業者同士の協力による行動の促進を目指すための意見交換等も行いました。

令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症の影響で連続講座は実施できませんでしたが、「今こそ減らせ食ロス！2050年に向けた第一歩！」と題して、食品ロス・食品廃棄物をテーマにした3日間にわたる展示イベントと、『食品ロス・食品廃棄物を減らすために地域で事業者ができること』をテーマにした、オンラインセミナーを実施しました。

さらに、このセミナーへの参加事業者を中心とする希望者に対し、平成31年（2019年）1月から令和3年（2021年）3月までの期間、「世田谷クリーン通信」と題し、廃棄物を巡る課題に関して、メールによる情報発信を行いました。

令和3年度（2021年度）からは、排出事業者への普及啓発用に作成している「事業系一般廃棄物ガイドブック」の内容を充実させ、毎年開催している廃棄物管理責任者講習会等で配布を行っています。

令和5年度（2023年度）は「事業系一般廃棄物ガイドブック」を活用した啓発を継続するとともに、全廃棄物管理責任者を対象とし、事業者の自主的な行動促進を促すために、事業系廃棄物の基礎知識、廃棄物管理責任者の役割、減量・リサイクルに役立つ知識やノウハウの紹介、優良事業者が実施している具体的な事例の紹介などをテーマにしたオンラインセミナーの開催を予定しています。

3 一般廃棄物処理業の許可及び指導

一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行う者に許可を与えるとともに、適正な処理を確保するために必要な指導を行っています。

なお、許可に関する手続き上の事務については、平成25年度より23区の管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会が行っています。

(1) 許可の状況

[区内の一般廃棄物処理業者数] (単位：者)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
276	275	273	274	272

*各年度末現在。

[区内の一般廃棄物処理業者数 (ごみ種別)] (単位：者)

普通ごみ	道路・公園ごみ	しさ・ふさ	汚泥	動物死体	医療廃棄物	廃家電
126	153	5	45	5	4	41

(2) 申請手続数

(単位：件)

新規許可	更新許可	変更許可	再交付
1	116	0	0

(3) 指導の件数

(単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	1	1	3	2

4 浄化槽維持管理指導

浄化槽管理者や浄化槽清掃業者への指導、下水道未普及区域の浄化槽清掃経費助成等を行っています。

[決算額]

(単位：千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
155	155	22	22	155

* 令和4年度は、見込み額。

* 上記は、補助金及び浄化槽管理士講習会受講料の合計額。

* 令和2・3年度は、浄化槽管理士講習会未受講。

(1) 浄化槽の維持管理に関する指導及びPR

浄化槽法に定める管理者の義務及び清掃・保守点検等の必要性を周知し、適正な維持管理を確保するため、リーフレットを作成し、浄化槽管理者全員に隔年ごとに送付しています。

[実績] 区内浄化槽設置基数

(単位：基)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
429	416	354	324	317

(2) 浄化槽清掃業者への許可・指導

浄化槽清掃業者は、浄化槽法に基づく清掃業の許可の他に、浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つことが必要です。

許可に関する手続き上の事務については、平成25年度より23区の管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会が行っています。

[区内の浄化槽清掃業者数]

(単位：者)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
45	45	44	44	44

* 各年度末現在。

(3) 浄化槽設置者への清掃経費助成

下水道未普及地域の居住用建築物に設置されている浄化槽に対し、清掃に要する費用のうち収集及び運搬の経費相当額を、申請に基づき助成しています。

[実績] 助成対象浄化槽基数

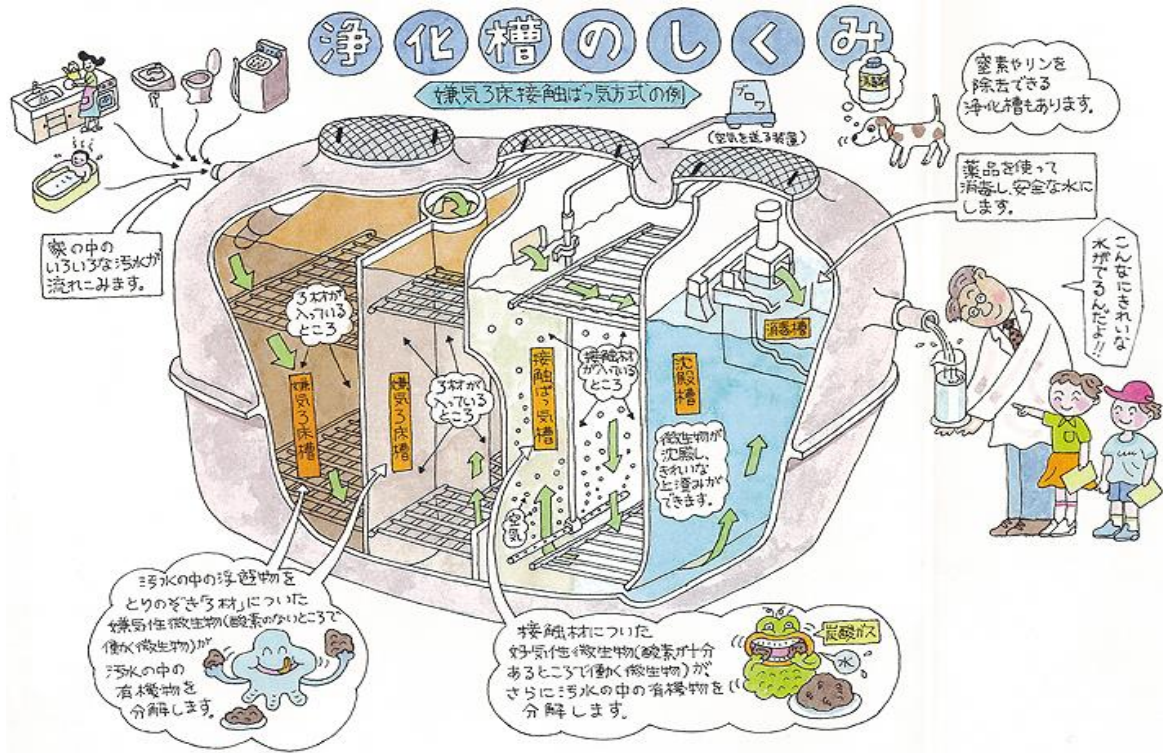
(単位：基)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2	2	2	2	2

[助成額] 容量1.9m³(平均値)の場合 10,000円

浄化槽のしくみ

嫌気床接触曝気方式の例



家の中のいろいろな汚水が流れこみます。

酸素をリンを除去できる浄化槽もあります。

薬品を使って消毒し、安全な水にします。

この水はきれいな水です。

3本が入っているところ

3本が入っているところ

3本が入っているところ

微生物が沈殿し、それらは取り除かれます。

汚水の中の浮遊物をとりのぎる「材」について、嫌気性微生物(酸素のないところで働く微生物)が汚水の中の有機物を分解します。

「接触材」について、好気性微生物(酸素が十分あるところで働く微生物)が、さらに汚水の中の有機物を分解します。

